

平成26年度 第2回 美浜区地域福祉計画推進協議会 議事要旨

【1】開 催

- 1 日 時：平成26年8月6日（水）午後3時～午後5時20分
- 2 会 場：美浜保健福祉センター4階 大会議室
- 3 出席者：委員定数 23名
出席委員 23名
事務局 12名
(傍聴人) なし

【2】次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議題 (1) 第2期美浜区地域福祉計画の推進状況について
(2) 第3期美浜区地域福祉計画について
(3) 千葉市健康づくり事業について
(4) 災害時の避難行動要支援者の支援について
- 4 その他 地域活動紹介「手づくり公園まさご」について
- 5 閉 会

【3】議事の要旨及び発言要旨

議題（1）第2期美浜区地域福祉計画の推進状況について

資料1『第2期美浜区地域福祉計画の推進状況』により事務局の説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 第2期美浜区地域福祉計画の推進状況（平成26年3月31日時点）として、6月27日に市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で説明された資料を基に、現時点で区社協事務局が把握している情報を取りまとめた。各地区部会エリアをすべて把握できているものではないため、成果として記載すべきものがある場合は追記させていただく。
- 「第2期計画の重点項目における主な成果」については、第3期千葉市地域福祉計画に、これまでの取組みとして掲載する。

<質疑応答：主な発言内容>

(委員長)

だいたい網羅されていると思いますが、皆さんの中に「自分の所ではこれもやっている」とか「自分の所でやっているのに抜けている」などありましたら、事務局に言っていただきたいと思います。ご意見、ご質問などがございましたら、挙手のうえご発言をお願いします。

(委員)

今の説明は第2期のことで、今まで行われてきたということだが、この成果に関しては、いろいろな団体や組織がやってきたわけで、この成果そのものが次の取組項目に当てはまると考えて良いと思う。実際には、「これが取組項目だから取組んだ」というより、「必要だから取組んだ」結果だと思う。これはこれで良いのだが、第3期の場合は「取組項目だから」ということを意識しながら活動することが必要だと思う。

(委員)

打瀬地区だが、これは地区単位でやったわけではないが、海浜打瀬小学校は学校施設の特別開放事業を始めて「学校施設開放委員会」というのを作り、図書室とか特別室を開放している。そのために教育委員会から運営費用をいただいているが、必ずしも福祉とかではなくて、地域のいろいろな団体がこの事業を利用している。これが推進協の中で該当するかはわからないが、「場所の確保」ということになると思う。

(事務局)

打瀬地区は「こども円卓会議」とか、学校と地域の方が密接に活動していることを認識しております。

(委員)

もう1点は、打瀬の避難所が海浜打瀬、打瀬中、打瀬公民館にて設立と書かれてあるが、打瀬は打瀬小学校、海浜打瀬小学校、美浜打瀬小学校、打瀬中学校、打瀬公民館の全てを避難所に設定し、避難所運営委員も決めた。先日第1回目の会合を行い、8月31日に9都県市防災訓練の災害訓練を行う。それにあわせて、先程申し上げた避難所運営委員がもう一度集まり、それぞれが「どうやろうか」と検討することになっている。

(委員長)

他にご意見がなければ、次に議題(3)「第3期美浜区地域福祉計画について」事務局から説明をお願いいたします。

議題(2) 第3期美浜区地域福祉計画について

資料2『第3期美浜区地域福祉計画(案)』により事務局の説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 前回6月25日の美浜区地域福祉推進協議会で提示した「基本目標」、「基本方針」、「施策の方向性」、「取組項目」を市の地域福祉課から示された形式(完成イメージ)のとおり書き換えたものに、「取組項目」ごとの進め方と「具体的な取り組み」として考えられる参考事例を提示した。
- 参考事例については、第2期計画での取組み状況を参考に提示しており、すべての事例を実施しなければその項目について、重点取組地区として取組むことができないというものではなく、地域での取組活動のご経験から、各取組内容についてのご意見をいただき、あわせて、掲載されていないが事例として取り入れるべき、あるいは抜くべきなどのご意見をいただき、加筆修正を行っていく。
- 「基本方針 I 市民主体による協働のまちづくり」の「具体的な取り組み」の参考事例について

<質疑応答：主な発言内容>

(委員長)

ただいま、基本方針 I 「市民主体による協働のまちづくり」について説明がありました。皆さんからご質問やご意見をお聞きしたいのですが。

(委員)

「こども110番のいえ」のイメージがよくつかめませんが、どんなものか。

(事務局)

こども未来局健全育成課の事業で、子どもが誘拐や暴力、痴漢等、何らかの危険を感じた場合に駆け込める家を作っておくということです。協力いただける方に申出ただき、子どもさんが立ち寄れる場所をたくさん作るという千葉市の事業です。「こども110番のいえ」を示すステッカーがあり、子どもさんがこれを見て駆け込んだ時は、そこから学校や家庭に連絡してもらいます。

(委員)

質問というより指摘だが、「認知症サポーター養成講座」というのは30年来続いており、養成した人にオレンジリングを着けさせているが、認知症の人がオレンジリングそのものを認識していないことに問題がある。この点について何か考えなければ、問題解決の次の1歩が進まない。もう一つは、認知症の人の徘徊・捕捉の問題があるが、徘徊をする前に、認知症の人の家族が名前や住所を記したラベルを、本人に貼り付ける方法等もよく考える必要がある。これは意見です。

(委員)

「防犯」の参考事例の中に「こども110番のいえ」とか「セーフティウ

オチャー」が書いてあるが、交通安全のことが書いていない。「セーフティウオッチャー」は交通において、子どもを守ることもやっているが、それはないのか。

(委員長)

交通安全のことが抜け落ちているということですが。

(事務局)

こちらについては、書込みの方向で検討させていただきます。加えて、「こども110番のいえ」ですが、千葉市では約1万軒の個人やお店にご協力をいただいているとのこと。

(委員)

登録の手続き方法とかは。

(事務局)

協力いただけるとご家庭や事務所があれば、近くの小中学校、または健全育成課に申出をしていただきたいとのこと。

(委員)

生徒達は「こども110番のいえ」の場所を知っているのか。だいたいは1階の家にステッカーが貼ってあると思うが、「こども110番のいえ」が建物の5階にあっても防犯の取組みにならない。私達の地区は団地の中に小学校があり、商店が少なく、1階でそのステッカーを貼っている家が2軒ばかりあるが、それを生徒がわかっているかどうか、学校や健全育成課が把握しているのかが疑問。

(委員長)

これを貼るには人通りとか、1階とか、必ず人がいるとか、いろいろ条件があると思うので、事務局は調べて別途お知らせした方が良いでしょう。

(委員)

「具体的な取り組み項目」の4(「防犯情報の共有・身近な防犯活動の実施」)、5(「地域ぐるみの防災訓練、避難誘導の実施」)、6(「災害発生時の対応マニュアル整備」)だが、これらは自治会がやるものであって、第3期地域福祉計画で新たにやるものなのか。本来、これは社協がやるものではなく、防災と自治推進がやるべきものでしょう。細かく言えば、共同住宅と戸建ての家とでは防災対策が違うわけです。そういうものが第3期地域福祉計画に入っているのは、何か混同しているのではないかと疑問です。

(委員)

同じ内容だが、6のマニュアルは各地区の避難計画で、既に作られている。同じものを作るのは無駄な気がする。それに取組項目の4・5・6は自治連で実施している防犯・防災と全く一緒になってしまうが、またやるのですか。

(事務局)

「防災」関係の項目は以前からあったが、今回、市の第3期地域福祉計画をつくるにあたり、市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で「防犯」も加えようということになり、あわせて「健康」も追加されました。

今回のプランは、「どこがやります」とは表記していません。地区部会さんも町内自治会さんも含めて地域で取組んでいこう、という事例を参考に挙げさせていただいております。

また、これを新たにやり直すといったことはございません。「地区部会エリア」で、重点取組項目を決めていっていただきたいということです。地区部会だけがやるということだけでなく、防災とか防犯に関しては、町内自治会さんが中心になってまとめていただけたらと思います。計画（案）には、地域の皆さんが取組む項目として具体例を書いているとご了解いただきたい。

(委員)

前回は欠席したため議事録を見たが、地区部会と地域の関係を把握していないのではないかと思うところがある。例えば、平成26年度第1回議事録に地域福祉課が「町内自治会も地区部会に入っており、町内自治会そのものが地域福祉に大きな役割を担っていると思うので、町内自治会の皆様には別途『地区部会でやっていただくことにご協力ください』と当課でお願いしているところ。」とあるが、地区部会は地域の中の1つのボランティア団体であり、地区部会の中にいろいろな団体が入っているわけではない。その後、事務局が「地区部会は地域において基本的に中学校区エリアですが、そこで活動されている、地域の基礎組織である町内自治会さんや民生委員さん、老人クラブさん、福祉関係団体さん、NPOさんなどの構成団体で組織している社会福協議会の地区組織です」と言っているが、実際はそうではない。地区部会もこれらの組織の一つなのです。地域として意見を集約されているのは、自治会から地区連に行っているところ。そのへんが間違っていると思う。だから、重点取組項目を地区部会にお願いするというのは見当はずれです。地区部会がいくつかの取組項目を選ぶのは良いが、防犯・防災関係、特に要援護者の支援については、今後、地区連におりてくるものと聞いているので、これらの取組項目を決める時は選択が必要です。

(委員)

同感です。行政はどう考えているのか。例えば今日の会議の主催は高齢障害支援課だが、防災は区の中では「くらし安心室」でしょ。うまく調整できていないように思う。このように地区部会と地区連協と一緒にやろうとするなら、最初に地区連協に話をしてお願ひし、会議で「地区連協の下で地区部会も協力してやってください」というのが本来だと思う。このような地域の取りまとめを地区部会にやらせようなんて、できるわけがない。「こう決まったから」と言われても、我々は納得できない。

(委員)

社協地区部会の仕事を何年かさせていただいているが、「市の仕事」としてやったことはない。先日来、市が地区部会に関心を持ち応援をしているように思ってきたが、どうも違うようだ。市の方針に従ってやるしかないかと思ったが、皆さんの話を聞いて「違うな」と思った。プランとか細かいことより、基本的なことがまとまらないと、この会議は成立しないと思う。

(委員長)

今日は市の方もみえているのでしょうか。基本的にはこの考え方でやろうと決まっているのですよね。

(事務局)

6月27日に社会福祉審議会地域福祉専門分科会があり、今のようなご意見も多々出ておりましたが、「地区部会エリアとして、町内自治会さん、地域のボランティアさん、老人クラブさんも含めた団体で地域福祉を推進していき、重点取組項目のところには地区部会さんのお名前を入れていくことにしましょう」と承認を得ております。

(委員)

その会議は、誰が構成員でどういうものなのか。それは千葉市社会福祉協議会とどんな関係があり、どのような影響力があるのか。

(事務局) 【地域福祉課】

市社会福祉審議会地域福祉専門分科会は平成25年度に2回、平成26年度は6月27日に開催されました。この3回で第3期千葉市地域福祉計画策定の方針について審議をしてもらったところです。

この中で、市計画、区計画と分かれていたものを一つにまとめ、市の取組み、地域の取組み、社会福祉協議会の取組みの3者をもとめた計画を作っていくという方針を決めたところです。

構成される委員は、各区の地域福祉計画推進協議会の委員長さん、大学教授、地域の有識者、そういった方にそれぞれの専門的見地から話し合っただけ、市としての方針をいただいたところです。

今、皆様からご指摘があったように、地区部会を中心にやっていくということには、様々なご意見があり、一部の委員の方々から「納得がいかない」という意見があったことも事実です。この地域福祉計画は、市が決めて地域の皆様にやっていただくという性質のものではなくて、あくまで、地域の皆様が地域で何が必要かを考えていただいて、それを基に共助の部分を考え、3年間の取組みをしていきたいというものです。大枠の基本となる方針だけは、事務局が提案させていただいて、その中身づくりは委員の皆様によっていただくという位置づけでございます。地区部会が中心になることが難しいという地域も確かにありますが、全てを地区部会に丸投げするとは考えてはおりません。当初は、地区部会・民生委員・ボランティアもエリアの中で同じような位置づけで、一緒に取組んでいくことを考えておりましたが、社協自体が地域の団体の中でも地域福祉を推進する中核的組織であると社会福祉法に位置付けられているものですから、将来的には、地域の中のリーダーとして活動していただきたいと策定させていただいたところです。第3期計画が出来上がったあと、事務局サイドの区社協、高齢障害支援課が実際に地域の活動の取りまとめや、サポートをやらせていただきたいと思うので、何とぞ今回の策定方針にはご理解・ご協力をいただきたいと思います。

(委員)

中身はわかるが、地区部会が地域で召集できるというようにはなっていない。それをできるのは地区連協です。各自治会長が集まって、地区のいろいろなことを決めている。そこをとばして地区部会が何かをすることはできない。まずは地区連協に話をし、地区連協から地区部会におろしてくるならわかる。

(委員)

何もかも社協地区部会が駄目というのではない。地区部会のやるものは社協の計画の中に取り込めば良いのではないか。いろいろ分けて考えてみたらどうか。また、次の市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に、こういう反発があったことを投げかけてみたらどうか。

(事務局)【地域福祉課】

地域の中で関係者を集めるのが地区部会なのかという質問ですが、できない所に関しては事務局で会議をセッティングして、そのエリアの中でどういう取り組みをしていくかを決めていただきたいと思います。各地区部会の力は地域によっても様々なので、自分たちでやっていける所はやっていただいて結構です。

(委員)

推察するに、市の自治推進部が福祉に丸投げしたということか。我々老人クラブは、自治推進部が中心になって地域運営委員会を新たに結成して、美浜区ではどういう形で福祉全般のことをやっていくかという説明を受けている。自治推進部が福祉に丸投げし、福祉が社協に丸投げしたのだと思う。次の審議会ですべてをきちんとしなければ、この先の会議は進まない。

(委員)

前回の会議から同様のことを聞いているようだが、10月までに同じような会議を何回もするのか。説明の途中で質疑応答をせずに、全部説明してから「あなたの地区部会は何を選ぶか」と問えば良いと思う。

(委員)

我々の高洲・高浜地区は公団、分譲とあって広い。この地域では地区部会でやれというのは無理だ。中国人も多く、自治会もない所もある。このような所を一つにまとめて避難訓練を行うといっても無理です。

(委員)

プランがたくさんあるので、全部まとめて説明して欲しい。

(委員長)

では、事務局は基本方針ⅡとⅢをまとめて簡単に説明して下さい。

<主な説明内容>

- 「基本方針 Ⅱ 誰もが暮らしやすい環境づくり」、「基本方針 Ⅲ 福祉を支える人づくり」の「具体的な取り組み」の参考事例について
- 22の「取組項目」について、参考事例を挙げてご説明させていただいたが、参考事例は、あくまで、例として提示したものであり、「記載されている

すべての取り組みを実施しなければならない」とか、「事例どおりの活動をしなければならない」というものではない。各取組項目について、1つの活動でも2つ以上の活動でも良いので、実際の活動にあたっては、地域の実情に合わせて内容をご検討いただきたい。事務局としては、委員の皆様からいただくご意見をもとに、各項目について主な取組み内容を各地域で共有できる表現で計画に盛り込んでいきたい。

<質疑応答：主な発言内容>

(委員長)

美浜区の第3期計画は、これから各地区部会で「自分の所ではこれはできる、これはできない」と検討していただきたいということですね。これについて、ご意見はありますでしょうか。

(委員)

第2期区計画の7番「地域の課題をコミュニティビジネスで解決できないか取組んでみましょう」と20番「地域での送迎ボランティアや福祉輸送の推進」を第3期区計画では17番にまとめて、「生活課題の解決に向けたコミュニティビジネスの検討」になっています。私も送迎ボランティアをやっていますが、送迎ボランティアに対してコミュニティビジネスとなると法的な取扱いが違ってくる。このへんを調べて考えていただきたい。

(事務局)

確認し反映していきたいと思います。

(委員)

確かに当初は、地区部会中心でやっていた。自治会の会長さんは一人だったと思う。推進協で、自治会の会長さんも入って欲しいとの話がでて、前回の推進協は、区長さんや地域振興課の職員も出席していたが、今回は来ていない。これは地区部会に丸投げということではないのか。

地区部会はできる所とできない所があるのだから、「地区部会」と言わずに「地域」と言った方が良いのではないか。「地域」の中で地区連協が中心になる所、地区部会が中心になる所というようにいろいろあっても良いのではないか。本来、自治会と地区部会は全然関係ないので、そこを行政もよく考えた方が良い。せっかく良いことがたくさん書いてある計画なのだから。

(委員長)

行政側も前回の会議では偉い方がたくさん来て説明をした。今回はそれをまとめたものを皆さんにお見せしているということだと思います。市の方針でもありますし、各地区で議論していただく際は、美浜区では「主体が地区部会」ということで進めていただきたいと思います。

(委員)

我々が使えるお金はわずかです。社協区事務所長も出席していることだし、懐具合も何をやっているのかも全部わかっているはず。その上で、これを我々

に丸投げされても困るわけです。昨年の進捗状況の中にも未実施の「フリースペースの確保」とあり、今回も「居場所の確保」の所にあるが、自分達が常時使えるスペースがあれば、例えば富山市の「この指とまれ」という団体のようにいろいろなことができる。行政が主導して整備してくれれば、安上がりにも多くのことができる。いつでも誰でも自由に使えるオープンスペース、自分では勝手に「地域福祉カフェ」と名を付けたが、各地区部会がそれぞれ一つでもそういう場所が持てれば解決しやすいと思う。それを造るのが行政の仕事で、その基礎公助がなければ何もできないのが実情だ。インフラを1ヶ所でも整備して欲しい。

(委員長)

拠点づくりという項目があるので、是非検討して欲しいですね。

(委員)

いろいろな意見があるが、地区部会中心でという形は踏襲されても良いと思う。この「心豊かな美浜づくり」という計画は素晴らしいと思うが、地区部会が前面に出てくることが上手く進まない理由だと思う。やはり「地区部会」でなく「地区」として話を進め、社協が地区部会におろす時はうまく説明をして欲しい。

(委員)

いろいろな説明があったが、実際に作った計画はどういう書式で提出するのか。ひな型とか白紙のものがないから、どれにどう書くのかわからない。

(委員長)

意見ということですか。

(委員)

そうではなくて、具体的に何をやるかとか、自分の地区部会が何をやるかをどこに書くのかということ。最後には評価もするのだろうけど、評価の欄もない。勝手に書式を作って良いならやりますが。

(委員長)

地区部会におろす時には、そういう書式も含めておろすのですよね。

(事務局)

10月までに各地区部会で、どの項目について取組むかを決めていただき、10月以降に社協とこちらでどのように取組んでいくかを決めていきます。

(委員)

9月末までに何を出すのか。

(事務局)

何の項目について取組むかです。具体的なことはその後です。

(委員)

逆じゃないですか。具体的なことは書かないで、先にやることだけ決めて書くのはおかしい。

(事務局) 【社協区事務所】

地区部会の方には徐々にご説明に伺っていますが、いろいろなお話を聞いて

て、我々が連協さんの方にもご説明が足りなかったのかと反省しているところ
です。今の件ですが、前回お示ししたスケジュールにもありますように、
9月末までに参考事例のプログラムをご参考に、地域の実情を踏まえた取組
項目を22の中からお決めいただき、来年3月までにその取組項目を具体的
に進めていくにあたって、段取りやお声のかける所を社協区事務所や高齢障
害支援課を交えてお話させていただきたいと思っています。

(委員)

それでは遅いのでは。例えば(1)-1をやるとしたら、先に具体的に書
いたほうが良い。できる、できないは後にして、先に打ち合わせが必要だ。

(委員長)

地区部会によって事情が違うので、それぞれに対応が必要でしょう。

(事務局)【社協区事務所】

地区部会は地域によって構成はまちまちで、担い手として想定される団体
が入っていない場合もあるので、地域の実情に合わせた会議の決め方を検討
していただけたらと思っています。進んでいる所では、重点取組項目を選定
している地域もありまして、地区部会の方、連協の方、老人クラブの方、そ
の地域の推進協の委員の方で話しいを始めている所もあります。今回「地区
部会が中心に」と言われてますが、地域福祉の担い手として住民の基礎組織
である町内自治会さんですとか、ボランティア団体さんですとか、民生委員
さん、日赤の奉仕団であったりですとか、全部ではありませんが地区部会の
構成メンバーとして入っているので、地区部会が今回の計画を進めていく上
での主体となった経緯をお話をさせていただいた訳ですが、上手く伝わらな
かったのかと私どもも反省をしているところです。

(委員長)

今日了承していただきたいのは、このプランがそれぞれの地区部会におろ
されて、それぞれの地区部会で重点取組項目を挙げてもらう。それについて
は社協に説明に来てもらったりして、仕上げてもらうということですよ。ね。
プランは非常に良いことが網羅されてはいるが、主体が地区部会でいいのか、
という異論があったことは受けとめていただきたい。そういう意見もあった
ということも含めて、美浜区としては今日提案された内容で各地区部会で検
討していただくということによろしいですか。

(委員)

「了解しません」という意見があったことを議事録に残して欲しい。

(委員長)

では、議題(3)千葉県健康づくり事業について説明をお願いします。

議題(3)千葉県健康づくり事業について

別添資料「平成26年度千葉県健康づくり事業」リーフレットを使い、説明を

行った。【美浜区健康課】

<主な説明内容>

- 平成25年度から始まった「健康づくり事業」について、第3期美浜区地域福祉計画の「施策の方向性」(9)「地域での健康づくり」の参考として、地域のグループ向けの取組みを紹介したい。
- この事業の目指すところは、市民の皆さんに生活習慣病の予防として、健康な生活習慣を身に付けるためのウォーキングやラジオ体操等の取組みを継続させていただくことです。健康づくりは良いとわかっているけれども、一人で行うと継続が難しく、隣近所とか町内会で集まることで継続しやすくなると考えられます。そこで、自治会や地域の自主グループで、ラジオ体操を週1回行うと100p、週3回だと300pというようにポイントを重ねて、500ポイントで、グループで活用できる景品に交換し、その景品を使って、さらに取組みを継続していただくものです。
- 昨年、美浜区では市最多の14団体のエントリーがあり、とても活発に取り組まれています。これから計画をする団体にも活用していただきたい。

<質問・意見はなし>

(委員長)

では、議題(4)災害時の避難行動要支援者の支援について説明をお願いします。

議題(4) 災害時の避難行動要支援者の支援について

資料3「災害時の避難行動要支援者の支援について」により【美浜区地域振興課くらし安心室】から説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 千葉市では平成20年から「災害時要援護者名簿」を作成し、災害時の避難支援等の体制の構築に努めているが、個人情報の提供には対象者本人の同意が必要であり、全市的に情報の提供が進んでいない状況にある。そこで、避難行動要支援者の個人情報を、本人からの拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供できるよう条例を制定した。(昨年12月の議会で可決)
- 平成26年7月の条例施行と同時に、約25,000人の支援要件該当者に名簿登載の意思確認のための通知を発送し、支援要件には該当しないが支援

を希望される方については、各区保健福祉センターで申請を受付けている。この意思確認と申請を基に名簿の整理をし、10月から名簿を提供する。今後、名簿の提供について説明を希望される自治会には、個別に説明に伺いたい。

- 支援例としては、「支え合いカード」の作成により、平常時から町内自治会等の支援者と要支援者が必要な情報を共有し、安否確認や避難支援等を行う。また、要支援者の所在を入れた「避難行動要支援者マップ」を作成して、避難経路や危険地帯の確認を行い、災害時には、マップを参考に安否確認や避難支援等を行う。
- この避難行動要支援者名簿に載せたから、支援者は災害時に必ず最優先に助けに行かねばならないというのではなく、まずは自分自身の安全やご家族の安全確保をしていただきたい。

<質疑応答：主な発言内容>

(委員)

「必ずしも助けなければならないのではない」と説明があったが、要支援者は名簿に載せたことで「助けてもらえる」と安心をしていると思うので、「できるだけ助けます」など、表現を変えて欲しい。

(委員長)

ご意見ですね。他にご意見、ご質問はございますか。なければ、これで本日の議題は終了ということで、事務局にお返しいたします。

【4】 その他

地域活動の紹介 「手づくり公園まさご」について
(平成26年7月31日新聞記事)

(事務局)

千葉市が真砂地区に公園用地として約30年保有していた空地进行を地域が主体となって計画整備をしたと報道されたが、この推進協の委員でもある佐久間会長が中心となって計画整備をされたので、ご紹介をしていただきたいと思います。

(佐久間会長)

これは7月30日に「手づくり公園まさご」という名称のもとに、開園式が行われた翌日の新聞です。NHK、千葉テレビで報道され、読売新聞、千葉日報に掲載されました。背景を申し上げますと、場所的には北側に高速道路、西側に花見川、前面が西警察署の通り、東側にこどもルームがあります。面積は4,000㎡、1,200坪の広さがあるのですが、公園予定地のまま長い間放置されていたため樹や雑草が生い茂り、衛生面でも治安面でも不

安を感じていました。そこで我々住民が主体となって整備をしたいと市に持ちかけました。昨年5月の市政だよりにボランティアメンバーを募る記事を載せ「どんな公園にしたいか」等、打ち合わせを重ねました。様々な意見が出ましたが、「自然重視・環境重視」を軸に整備の計画を進め、昨年秋より作業を始めました。材料は記事にもあるように、市土木事務所や市農政センターから不要な物を譲り受けたり、資源の有効活用をして、コストはできる限り抑えました。全て地域住民やボランティアの力で行っている点や、管理費用である資金面など、今後も課題はまだたくさんあるのですが、環境を少しでも良くするために住民が主体となり、住民が積極的に動いた、ということがこの推進協のモチベーションを上げるために役立てば良いなと思っております。以上です。

(事務局)

次回、第3回の推進協議会は、10月中旬を予定。

本日の会議録は、事務局が作成し、委員長、副委員長に確認いただいた後、議事要旨をインターネットにおいて、公開。

なお、計画案等についてのご意見は、8月20日(水)までに事務局にお寄せいただきたい。

【5】 閉 会